

# 延命公園の利便性及び魅力向上事業

(Park-PFI)

## 公募設置等指針

令和 7 年 4 月

大牟田市

(目次)

1. 事業の概要

- (1) 事業の名称
- (2) 事業の目的
- (3) 延命公園の概要
- (4) 事業対象地
- (5) 事業範囲
- (6) 事業の流れ
- (7) その他

2. 公募対象公園施設等の設置等に係る事項

- (1) 公募対象公園施設の種類
- (2) 公募対象公園施設の場所
- (3) 設置又は管理の開始の時期
- (4) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額
- (5) 特定公園施設の建設に関する事項
- (6) 利便増進施設の設置に関する事項（任意提案）
- (7) 都市公園の環境の維持および向上措置を図るための清掃その他の措置
- (8) 認定の有効期間

3. 公募の実施に関する事項等

- (1) 公募への参加資格
- (2) 提供情報

4. 公募の手続きに関する事項等

- (1) 日程
- (2) 応募手続き
- (3) 事務局
- (4) 受付時間
- (5) 審査方法等
- (6) 公募設置等予定者等の決定
- (7) 公募設置計画の認定
- (8) 契約の締結等
- (9) 法規制等

## ■用語の定義

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                         |                         |                         |     |      |      |     |      |       |  |  |      |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-----|------|------|-----|------|-------|--|--|------|
| P-PFI    | <ul style="list-style-type: none"><li>平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。</li><li>都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。</li></ul> <p style="text-align: center;">＜P-PFI のイメージ＞</p>  <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td></td><td style="background-color: #e0f0ff;">カフェ等の収益施設<br/>(公募対象公園施設)</td><td style="background-color: #ffe0ff;">広場、園路等の公共部分<br/>(特定公園施設)</td></tr><tr><td style="background-color: #cccccc;">従 前</td><td style="background-color: #e0f0ff;">民間資金</td><td style="background-color: #ffe0ff;">公的資金</td></tr><tr><td style="background-color: #0070c0; color: white;">新制度</td><td style="background-color: #e0f0ff;">民間資金</td><td style="background-color: #e0f0ff;">収益を充当</td></tr><tr><td></td><td></td><td style="background-color: #ffe0ff;">公的資金</td></tr></table> |                         | カフェ等の収益施設<br>(公募対象公園施設) | 広場、園路等の公共部分<br>(特定公園施設) | 従 前 | 民間資金 | 公的資金 | 新制度 | 民間資金 | 収益を充当 |  |  | 公的資金 |
|          | カフェ等の収益施設<br>(公募対象公園施設)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 広場、園路等の公共部分<br>(特定公園施設) |                         |                         |     |      |      |     |      |       |  |  |      |
| 従 前      | 民間資金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 公的資金                    |                         |                         |     |      |      |     |      |       |  |  |      |
| 新制度      | 民間資金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 収益を充当                   |                         |                         |     |      |      |     |      |       |  |  |      |
|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 公的資金                    |                         |                         |     |      |      |     |      |       |  |  |      |
| 公募対象公園施設 | <ul style="list-style-type: none"><li>都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。<br/>例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                         |                         |                         |     |      |      |     |      |       |  |  |      |
| 特定公園施設   | <ul style="list-style-type: none"><li>都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                         |                         |                         |     |      |      |     |      |       |  |  |      |
| 利便増進施設   | <ul style="list-style-type: none"><li>都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 6 号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFI により選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                         |                         |                         |     |      |      |     |      |       |  |  |      |

|         |                                                                                                                                    |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公募設置等指針 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P-PFI の公募に当たり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。</li> </ul>                      |
| 公募設置等計画 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、P-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。</li> </ul>                          |
| 設置等予定者  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。</li> </ul>                                           |
| 認定計画提出者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園管理者が、都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者</li> </ul>                                  |
| 設置許可    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市公園法第 5 条第 1 項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設置及び管理することについて、公園管理者が与える許可</li> </ul>           |
| 占用許可    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市公園法第 6 条第 1 項の規定により、都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用することについて、公園管理者が与える許可</li> </ul> |

## 1. 事業の概要

### (1) 事業の名称

延命公園の利便性及び魅力向上事業（以下「本事業」という。）とします。

### (2) 事業の目的

延命公園は、昭和 15 年に開設され、市内中心部という恵まれた場所に位置するとともに、緑豊かで広大な敷地を有し、魅力あふれる総合公園として市民に親しまれています。周辺エリアには、総合体育館や延命球場などのスポーツ施設や、動物園などの集客施設が多数存在しています。

今回、延命公園及び周辺エリアで Park-PFI を実施することにより、公園全体の利用の促進や魅力的な空間の創出に寄与すること、そして地域住民との協働により、そのエリアが活性化することを目指しています。

本事業は、Park-PFI の活用により民間活力を最大限に活かし、コンビニエンスストアの設置及び延命公園利用者にとってより利便性や快適性が高い施設を導入することを目的としています。

### (3) 延命公園の概要

|                |                                                             |
|----------------|-------------------------------------------------------------|
| 名称             | 延命公園                                                        |
| 所在地            | 大牟田市昭和町 2 2 3                                               |
| 公園種別           | 総合公園                                                        |
| 開設年月           | 昭和 15 年 8 月                                                 |
| 公園面積           | 1 8 . 1 ha                                                  |
| 公園施設<br>(周辺施設) | 総合体育館、延命球場、延命プール、動物園<br>(絵本美術館、陸上競技場等)                      |
| 駐車場            | 総合体育館 約 350 台<br>生涯学習支援センター 約 300 台<br>動物園 335 台 (有料)       |
| 法規制            | 用途地域、第 3 種風致地区 (片平山風致地区)、都市公園法                              |
| アクセス           | 国道 2 0 8 号大牟田警察署前交差点から西に 200 m                              |
| 整備歴            | 令和 3 年 絵本美術館開館<br>5 年 展望の丘整備<br>6 年 大牟田市総合体育館 (おおむたアリーナ) 開館 |

令和8年度完成予定図



延命公園マップ

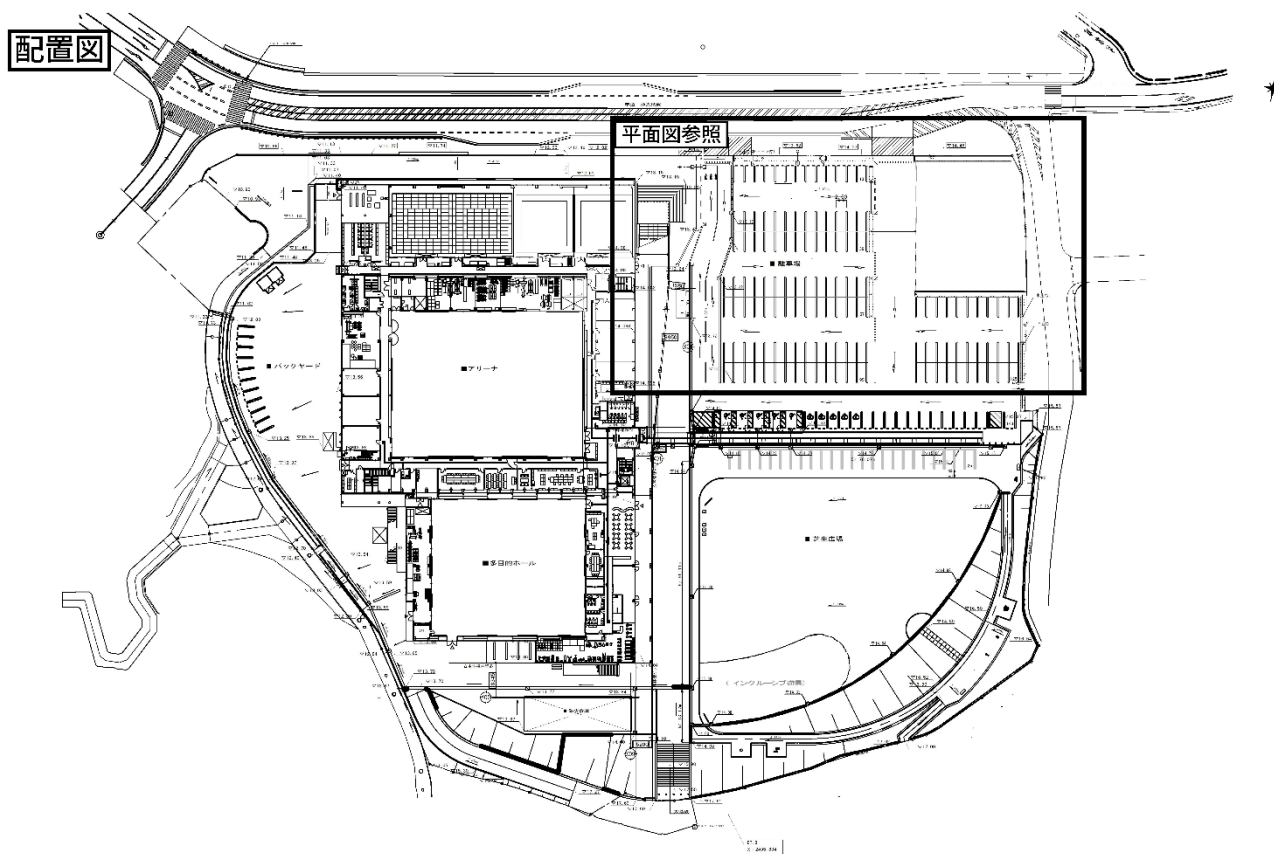


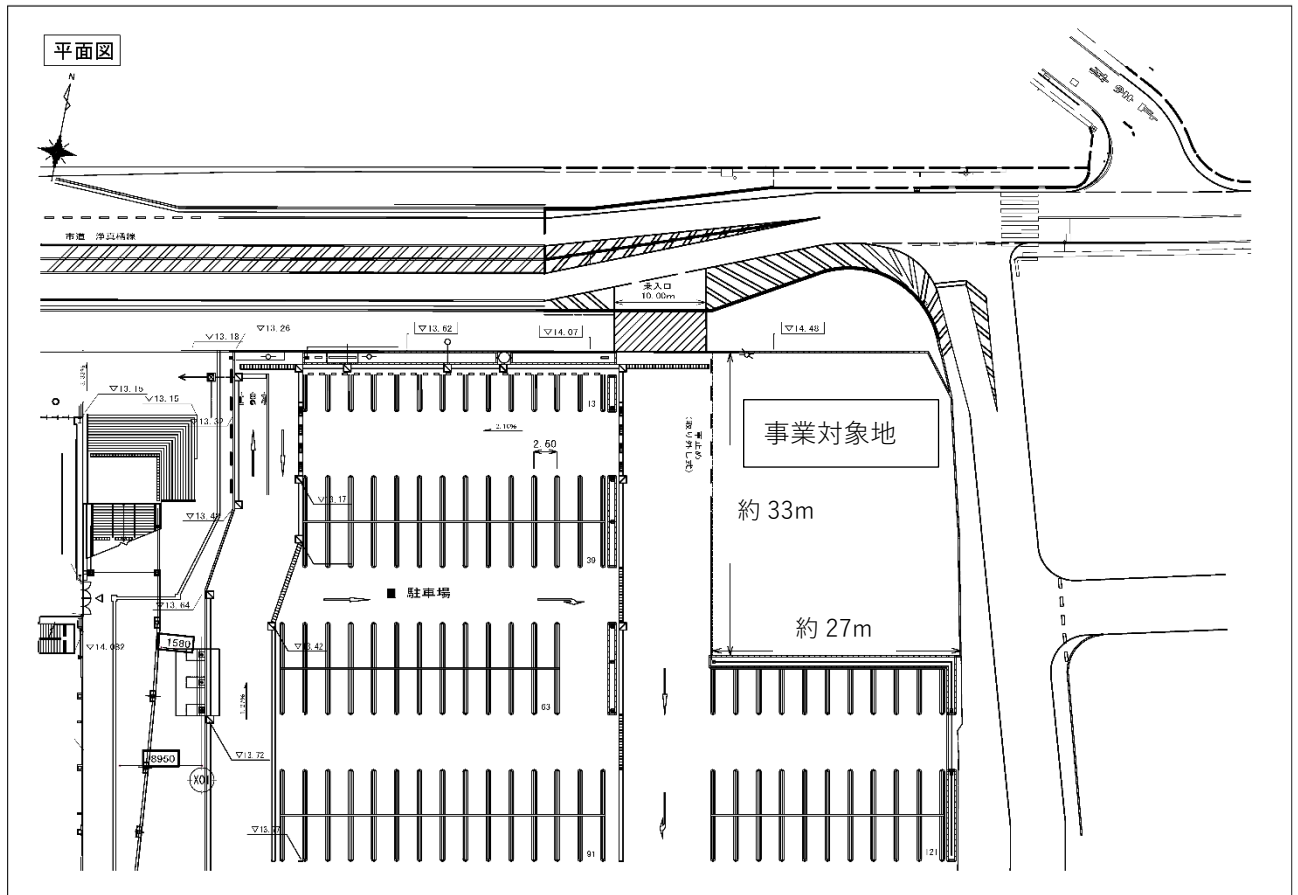
#### (4) 事業対象地

事業対象地は、延命公園内の大牟田市総合体育館駐車場の一部です。

所在地 大牟田市宝坂町2丁目92番地

大牟田市総合体育館（おおむたアリーナ）駐車場の北東





## (5) 事業範囲

事業者は、延命公園の事業対象地において、以下の業務を行ってください。

- ① 公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- ② 特定公園施設の設置及び管理運営業務
- ③ 利便増進施設の設置及び管理運営業務

## (6) 事業の流れ

### ① 公募設置等予定者の選定

本市は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、公募設置等予定者を選定します。

### ② 公募設置等計画の認定

本市は、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画について、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。また、本市は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。

公募設置等計画の認定後、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

### ③ 基本協定の締結

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、本市との間で、協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。

### ④ 公募対象公園施設及び特定公園施設の設置、管理運営

認定計画提出者は、都市公園法第 5 条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設及び特定公園施設の整備、維持管理及び運営を行ってください。なお、公募対象公園施設及び特定公園施設の整備期間中の占用料は全額免除します。

### ⑤ 利便増進施設の設置、管理運営 （任意提案）

認定計画提出者が認定計画に基づき設置する利便増進施設は、都市公園法第 6 条に基づく占用許可により設置し、認定計画に基づき管理運営を行ってください。

### （7）その他

特定公園施設の整備にあたっては、大牟田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を遵守すること。

## 2. 公募対象公園施設等の設置等に係る事項

### (1) 公募対象公園施設の種類

- ・コンビニエンスストアの設置を求めます。

※この指針において、コンビニエンスストアとは飲食料品を扱い、営業時間が1日で14時間以上のセルフサービス販売店のこと

### (2) 公募対象公園施設の場所

事業対象地内に示す区域（約 865 m<sup>2</sup>）内で、適当な設置場所を提案してください。

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 建築可能面積 | 500 m <sup>2</sup> 以内 |
| 現況     | 更地                    |
| 都市計画区域 | 市街化区域                 |
| 用途地域   | 第一種中高層住居専用地域          |
| 容積率    | 150%                  |
| 建ぺい率   | 60%                   |
| 準防火地域等 | 法第 22 条区域             |
| 風致地区   | 第三種風致区域 片平山風致区域       |

### (3) 設置又は管理の開始の時期

公募対象公園施設の設置管理許可は令和 7 年 10 月からとなる予定です。

### (4) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

公募対象公園施設の使用料の最低額は以下のとおりです。年間使用料（税抜）を提案してください。なお、使用料の対象面積は事業対象地（約 865 m<sup>2</sup>）とします。

ただし、使用料が、事業期間（公募設置等認定の有効期間である 20 年）の間に、条例等の変更により、条例等で定める額を下回る場合にあっては、条例等で定める額を使用料とします。

|                 |                             |
|-----------------|-----------------------------|
| 公募対象公園施設の使用料の下限 | 2,800 円／m <sup>2</sup> 年 以上 |
|-----------------|-----------------------------|

### (5) 特定公園施設の建設に関する事項

- ・公園利用者が 24 時間使用できるトイレの設置を求めます。

※延命公園内のトイレは、大牟田市総合体育館を整備する際、解体を行いました。そのため、代わりのトイレが必要となるため、設置を求めます。

公募対象公園施設内に特定公園施設を設ける場合は、別の建物としての特定公園施設整備は不要です。その場合は、公共利用が可能であることを掲示ください。

#### ① 特定公園施設の建設について

設置するトイレの規模は、車いすでの利用が可能なバリアフリートイレ（高齢者障害者等用便房）1 箇所、大便器 1 箇所以上とします。

## ② 特定公園施設の場所

事業対象地内に示す区域内で、適当な設置場所を提案してください。

## (6) 利便増進施設の設置に関する事項（任意提案）

### ① 利便増進施設の設置について

延命公園内において利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案してください。設置できる施設は、自転車駐車場、地域における催しに関する情報提供のための看板・広告塔です。

### ② 利便増進施設を設置する場合の占用料

利便増進施設を事業対象地外に設置する場合の占用料（税抜）は以下のとおりです。

ただし、使用料が、事業期間（公募設置等認定の有効期間である 20 年）の間に、条例等の変更により、条例等で定める額を下回る場合にあっては、条例等で定める額を使用料とします。

■ 占用料 2,800 円／㎡年

## (7) 都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置

公募対象公園施設及び特定公園施設の周辺の園地等について、認定計画提出者の負担で清掃、植栽管理等の日常的な維持管理を実施する園地等の範囲及び維持管理の内容について提案してください。

## (8) 認定の有効期間

公募設置等計画の認定の有効期間は、公募設置等計画の認定日から令和 28 年 3 月までとします。

なお、公募対象公園施設の設置管理許可期間は、許可日から令和 18 年 3 月までとしますが、本市は、当該期間内に認定計画提出者から設置管理許可の更新の申請があった場合は、上記認定の有効期間内で許可を与えることとします。ただし、設置管理許可期間には、公募対象公園施設の撤去（原状回復）の期間も含まれます。

|         |                              |    |                            |    |      |
|---------|------------------------------|----|----------------------------|----|------|
| 基本協定の締結 | 基本協定期間                       |    |                            |    | 事業終了 |
|         |                              |    |                            |    |      |
|         | 協議・設計                        | 工事 | 営業期間                       | 撤去 |      |
|         | 事業期間(公募設置等計画の認定の有効期間)<br>20年 |    |                            |    |      |
|         | 公募対象公園施設の<br>設置許可<br>10年以内   |    | 公募対象公園施設の<br>設置許可<br>10年以内 |    |      |

### 3. 公募の実施に関する事項等

#### (1) 公募への参加資格

##### ① 応募の制限

次の項目のいずれかに該当する方は、応募することができません。

- ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てを受けている法人
- イ 当該法人の設立根拠法に規定する解散または精算の手続きに入っている法人
- ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する法人
- エ 応募の日から、公募設置等予定者決定通知日までの間に、大牟田市指名停止等措置要綱（平成 29 年 4 月 1 日施行）の規定に基づく指名停止措置（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- オ 最近の 2 年間に於いて、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）
- カ 次のいずれかに該当する法人等（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に掲げる者を除く。）でないこと。
  - a. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の統制の下にある法人等
  - b. 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している法人等
  - c. 暴力団員及び暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者が役員及び構成員に含まれている法人等

##### ② 応募者の資格

- ア 応募者は法人（以下「応募法人」という。）に限ります。
- イ 応募法人は、直近決算において債務超過でないこととします。

##### ③ 応募条件

- ア 認定計画提出者は選定後に自己都合による辞退はできません。

## (2) 提供情報

公募設置等計画の作成にあたっては、以下の資料を参照してください。(以下は記載例となります。)

参考資料 1 : 公園全体図

参考資料 2 : 公園配置図

参考資料 3 : 対象区域図 (平面図)

参考資料 4 : 大牟田市緑の基本計画及び延命公園基本計画 (ホームページリンク)

<https://www.city.omuta.lg.jp/kiji00315261/index.html>

参考資料 5 : 大牟田市総合体育館 (ホームページリンク)

<https://www.city.omuta.lg.jp/kiji00318531/index.html>

参考資料 6 : R1~R4 利用状況 大牟田の教育(抜粋)

参考資料 7 : R5 利用状況

## 事業破綻時の措置

認定された公募設置等計画の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻した場合、都市公園法第 5 条の 8 に基づき、認定計画提出者は本市の承認を得て、別の民間事業者により事業を承継させることができます。

## 4. 公募の手続きに関する事項等

### (1) 日程

|                 |                           |
|-----------------|---------------------------|
| 公募設置等指針の交付      | 令和7年4月28日(月)～             |
| 公募設置等指針等説明会申込期限 | 令和7年5月14日(水)              |
| 公募設置等指針等説明会     | 令和7年5月16日(金)              |
| 質問書受付           | 令和7年5月16日(金)～令和7年5月23日(金) |
| 質問書回答           | 令和7年5月30日(金)までに回答         |
| 誓約書等の提出         | 令和7年5月30日(金)              |
| 公募設置等計画の受付      | 令和7年6月2日(月)～令和7年7月18日(金)  |
| プレゼンテーション       | 令和7年8月頃                   |
| 公募設置等予定者等の通知    | 令和7年9月頃                   |
| 公募設置等計画の認定      | 令和7年9月頃                   |
| 基本協定締結          | 令和7年9月頃                   |
| 認定計画提出者による工事    | 令和7年10月頃～令和8年3月頃          |
| 供用開始            | 令和8年4月頃                   |

### (2) 応募手続き

#### ① 公募設置等指針の交付

公募設置等指針については、以下のとおり配布します。

配布期間：令和7年4月28日(月)～

掲載場所：大牟田市ホームページ スポーツ推進室

#### ② 公募設置等指針等説明会（現地確認）

公募設置等指針等説明会を以下のとおり開催します。説明会に参加される方は、事前に申し込みが必要です。以下のとおり申し込みをしてください。

公募設置等指針等説明会への参加は公募参加の条件とし、本事業へ申込みをしたものとします。

使用様式：様式1「公募設置等指針等説明会 参加申込書兼参加表明書」

掲載場所：大牟田市ホームページ スポーツ推進室

申込期限：令和7年5月14日(水)

申込方法：電子メール

アドレス：e-sports01@city.omuta.fukuoka.jp

申込先：大牟田市 市民協働部スポーツ推進室

開催日時：令和7年5月16日(金) 午前10時～午後5時の間で1社ごと(1時間程度)

開始時間については、参加表明書提出後、連絡します。

開催場所：大牟田市生涯学習支援センター(大牟田市黄金町1-34) 研修室(4階)

参加人数：1社あたり5名まで

### ③ 公募設置等指針に対する質問及び回答

本指針の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。  
回答内容については、本指針と同等の効力を持つものとします。

使用様式：様式2「質問書」

掲載場所：大牟田市ホームページ スポーツ推進室

受付期間：令和7年5月16日（金）～令和7年5月23日（金）まで

提出方法：電子メール

アドレス：e-sports01@city.omuta.fukuoka.jp

提出先：大牟田市 市民協働部スポーツ推進室

回答日：令和7年5月30日（金）までに回答

回答方法：本市ホームページで公表します。なお、質問者の名称は公表しません。

### ④ 誓約書等の提出

誓約書、役員等名簿及び照会承諾書を以下のとおり提出してください。

使用様式：様式3「誓約書」、様式4「役員等名簿及び照会承諾書」

掲載場所：大牟田市ホームページ スポーツ推進室

申込期限：令和7年5月30日（金）

申込方法：電子メール

アドレス：e-sports01@city.omuta.fukuoka.jp

申込先：大牟田市 市民協働部スポーツ推進室

### ⑤ 応募制限関連書類及び公募設置等計画等の作成及び提出

応募制限関連書類及び公募設置等計画等を以下のとおり提出してください。

「公募設置等計画等関係書類一覧」は、本市ホームページからダウンロードできます。

応募制限関連書類及び公募設置等計画等は、以下の注意事項及び公募設置等計画等関係書類一覧に従って提出してください。なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった公募設置等計画は受理しません。

使用様式：「公募設置等計画等関係書類一覧」の通り（指定のない場合は任意様式）

受付期間：令和7年6月2日（月）～令和7年7月18日（金）まで

受付場所：大牟田市 市民協働部スポーツ推進室

提出方法：受付場所へ持参もしくは書留郵便（配達記録が残る方法に限るものとし、提出期間内に必着すること）によるものとします。

<応募制限関連書類及び公募設置等計画等作成の注意事項>

- ・ 公募設置等計画等の提出は1応募法人1提案とします。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・ 関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で公募設置等計画等関係書類を作成してください。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の提出後の変更は認めません。
- ・ 必要に応じて公募設置等計画等関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。
- ・ 明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。

公募設置等計画等関係書類一覧

| 提出書類                                                                                                                                                  | 様式   | 提出部数 |   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|---|
|                                                                                                                                                       |      | 正    | 副 |
| 1. 公募設置等指針等説明会 参加申込書兼参加表明書                                                                                                                            | 様式 1 | 1 部  |   |
| 2. 質問書                                                                                                                                                | 様式 2 | 1 部  |   |
| 3. 誓約書等                                                                                                                                               |      |      |   |
| (1) 誓約書                                                                                                                                               | 様式 3 | 1 部  |   |
| (2) 役員等名簿及び照会承諾書                                                                                                                                      | 様式 4 | 1 部  |   |
| 4. 応募制限関連書類                                                                                                                                           |      | —    | — |
| (1) 定款又は寄付行為の写し                                                                                                                                       |      | 1 部  |   |
| (2) 法人登記簿謄本及び印鑑証明                                                                                                                                     |      | 1 部  |   |
| (3) 法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税納税証明書 ※未納がない証明でもよい。                                                                                                    |      | 1 部  |   |
| (4) 財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー計算書（作成している法人のみ）、注記等」（直近3年間）の写し<br>※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。<br>※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表 |      | 1 部  |   |
| (5) 事業報告書・事業計画書等<br>※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。                                                                                                    |      | 1 部  |   |

|                                                                                     |                     |     |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-----|-----|
| 5. 公募設置等計画                                                                          |                     |     |     |
| (1) 設置又は管理の概要<br>①公募対象公園施設の設置又は管理の目的<br>②公募対象公園施設の場所<br>③公募対象公園施設の設置又は管理の期間         | 様式 5                | 1 部 | 7 部 |
| (2) 公募対象公園施設の構造、施工計画等<br>①公募対象公園施設の構造（建築概要）<br>②公募対象公園施設の工事实施の方法<br>③公募対象公園施設の工事の時期 | 様式 6                | 1 部 | 7 部 |
| (3) 公募対象公園施設の使用料の価格提案書                                                              | 様式 7                | 1 部 | 7 部 |
| (4) 特定公園施設の建設に関する事項<br>①特定公園施設の建設内容<br>②特定公園施設の建設に要する費用の負担の方法                       | 様式 8                | 1 部 | 7 部 |
| (5) 利便増進施設の設置に関する事項                                                                 | 様式 9                | 1 部 | 7 部 |
| (6) 都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置                                                    | 様式 10               | 1 部 | 7 部 |
| (7) 資金計画及び収支計画                                                                      | 様式 11               | 1 部 | 7 部 |
| (8) 役員名簿                                                                            | 様式 12               | 1 部 | 7 部 |
| (9) 「評価の基準」に記載している事項                                                                | 様式 13<br>〃<br>様式 19 | 1 部 | 7 部 |

### (3) 事務局

大牟田市 市民協働部スポーツ推進室

住 所：〒836-0872 福岡県大牟田市黄金町 1 丁目 34 番地

電 話：0944-53-1503／FAX：0944-41-2210

メールアドレス：[e-sports01@city.omuta.fukuoka.jp](mailto:e-sports01@city.omuta.fukuoka.jp)

担 当：田中

### (4) 受付時間

公募設置等計画等の受付を含め、すべての事務取扱は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとします。

### (5) 審査方法等

#### ① 審査の流れ

以下の手順に従って審査します。

ア 第一次審査

提出されたすべての公募設置等計画等について、都市公園法第5条の4第1項に基づき、以下の点について審査します。

a 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

b 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

c 本指針に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画等が本指針に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

- ・公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

イ 第二次審査

第一次審査を通過した提案について、「延命公園魅力向上事業（Park-PFI）公募設置等予定者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、③で示す評価の基準に沿って審査します。応募者には、審査委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から連絡します。

② 審査委員会

本市は公募設置等計画の審査にあたり、審査委員会を設置します。

審査委員会では、応募者から提出された公募設置等計画について③の評価項目、内容に基づき審査を行い、最優秀提案及び次点提案を選定します。

なお、審査の結果によっては、最優秀提案、次点提案の一方又は両方について、該当案なしとする場合があります。

### ③ 評価の基準

本市は、提出された公募設置等計画について、以下の評価項目に沿って評価を行います。

＜評価の項目、内容＞

| 選定項目           | 審査項目                                         | 評価の視点                                                       | 配点 |
|----------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|----|
| 事業の実施方針        | 延命公園の特性および市や利用者のニーズ等を踏まえた事業運営の基本的考え方となっているか。 | 延命公園の魅力向上に資するものか。                                           | 10 |
|                | 地域との連携方針について評価する。                            | 延命公園の施設および、地域と連携する提案を評価する。                                  |    |
| 施設の管理運営計画・実施体制 | 事業者の実績・財務健全性について評価する。                        | 財政状況の健全性及び事業を継続する財政能力を保有しているか。                              | 20 |
|                | 公園利用者の利便の向上に資する管理運営計画について評価する。               | 維持管理及び運営を含む実施体制、人員の配置が適正に組まれているか。                           |    |
|                | 周辺の住環境に配慮する項目について評価する。                       | 周辺の清掃等の美観、騒音対策、夜間の安全管理等、迷惑行為の対策を評価する<br>例) アリーナ駐車場側への防犯カメラ等 |    |
| 公募対象公園施設の整備計画  | 公園利用者の利便の向上に資する施設整備計画について評価する。               | 公募対象公園施設は、利用しやすい施設となっているか                                   | 15 |
|                | バリアフリー等への配慮について評価する。                         | バリアフリーに配慮したデザインとなっているか。                                     |    |
| 特定公園施設の整備計画    | トイレ利用の工夫について評価する。                            | コンビニで買い物をしない公園利用者が利用しやすい工夫がされているか                           | 20 |
|                | 便器の種類、数を評価する。                                | 便器の数と種類は公募設置等指針以上か。                                         |    |
|                | バリアフリーに配慮したものかを評価する。                         | 車いすで利用できる等、バリアフリーに配慮したつくりになっているか。                           |    |
| 防災・災害時の対応      | 防災計画について評価する。                                | 緊急時の連絡体制、災害発生時における安全・安心に配慮した施設の管理運営計画となっている                 | 10 |
|                | 災害発生時の対応など安全・安心に配慮した管理計画について評価する。            | 災害発生時の、取り組みを評価する                                            |    |
| 事業計画           | 持続的な資金計画、収支計画について評価する。                       | 持続可能な計画となっているか。                                             | 10 |
|                | 事業撤退等に至ると想定されるリスクと対応方針について評価する。              | リスク対策について評価する。                                              |    |
| 価額審査           | 公募対象公園施設に係る使用料の額について評価する。                    |                                                             | 15 |

|               |                   |                                                                 |    |
|---------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------|----|
| その他<br>(加点項目) | 利便施設及びその他提案を評価する。 | 提案について評価する                                                      | 10 |
|               | 地元事業者による加点        | 地域経済の活性化のための加点項目<br>本社又は本店等が市内にある事業者<br>店舗を除いた支店又は営業所等が市内にある事業者 |    |

#### ④ 結果通知

選定結果は、速やかに応募法人に電子メールにて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は審査講評（概要）とあわせて、本市ホームページで公表します。なお、優先交渉権者以外の応募者名は匿名とします。

#### ⑤ 審査委員会の委員への接触の禁止等

応募法人等が、最優秀提案及び次点提案選定前までに、審査委員会の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となる場合があります。

また、本指針配布日から公募設置等予定者決定通知日までは、応募法人等に限らず、いかなる者からの提案内容、審査内容等に関する問合せにも応じません。

#### （６）公募設置等予定者等の決定

本市は、選定された最優秀提案を提出した応募法人等を公募設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。本市が公募設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは公募設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が公募設置等予定者としての地位を取得します。

なお、審査の結果によっては、公募設置等予定者、次点者の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。

#### （７）公募設置等計画の認定

本市は、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

#### （８）契約の締結等

##### ① 基本協定

本市は、認定計画提出者と本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。基本協定の案は別紙１のとおりです。なお、認定計画提出者の提案内容等を踏まえ、内容の補正を行うことがあります。

##### ② 設置管理許可

認定計画提出者は、公募対象公園施設及び特定公園施設の工事着手前に、設置管理許可を得る必要があります。なお、特定公園施設が公募対象公園施設と一体となっている場合も、それ

ぞれの設置管理許可を得てください。

**(9) 法規制等**

- ・ 提案内容は、都市公園法、大牟田市都市公園条例、建築基準法、消防法、その他各種関係法令等を遵守してください。
- ・ 事業の実施に当たり必要な許認可の取得や手続きについては、事業者の負担により実施してください。